

記入例（提出が必要な方）

部分は、必ず記入

申告書の提出が必要な方へ 赤枠で囲われた欄は必ず記入し、用紙は切り取らず、ご提出ください。

※本人が障害者・寡婦等に該当しない方で、控除対象となる配偶者または扶養親族等（右下【注意事項】を参照）がいない方は提出不要です。

令和7年の申告内容から「変更なし」に該当する方

印字されている令和7年の申告内容（氏名、令和7年扶養親族等の内訳欄）から変更がない方

→Aの1の□に✓をして提出年月日及びBの赤枠のみ記入してください。

令和7年の申告内容から「変更あり」に該当する方

- 婚姻、就職、死亡等によって扶養親族等の状況に変更がある方
- 令和8年中に退職所得を受ける見込みのある扶養親族等がいる方
- 令和7年分で「退職所得あり」で申告した配偶者または扶養親族等が、令和8年中に退職所得を受ける見込みがない方
- 令和8年中に控除対象配偶者が70歳、または、扶養親族等が16歳、19歳、23歳、70歳に到達する方（年間所得の見積額が58万円以下の方に限る。19歳に到達する方は85万円以下の方に限る。）
- 令和7年分で国外居住者として申告した扶養親族が、令和8年中に30歳に到達する方
- 本人または扶養親族等の障害区分等に変更がある方
- 令和7年分でマイナンバー（個人番号）を記入していない扶養親族等を令和8年分でマイナンバーを記入して申告する方
- 変更なし欄が***で消されている方のうち、令和8年分から扶養親族等を申告する方

→上記1から8のいずれかに該当する場合には、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入のうえ、提出してください。

問い合わせ先

年金証書記号番号

適用年

8622XXXXXX

423508

令和8年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

A 令和7年分の申告内容から変更はありますか？

※1または2のどちらか一方の□に✓をしてください。

- 令和7年分から「変更なし」で申告します。☒
→提出年月日、⑧受給者欄の氏名及び電話番号のみを記入し、ご提出ください。他の項目の記入は不要です。
※変更なし欄に***が印字されている方は、前年が未提出または非課税の方です。令和8年分の申告書を提出する場合は、2の変更ありの□に✓をし、申告するすべての事項を記入してください。
- 令和7年分から「変更あり」で申告します。☒
→令和7年の申告内容をご確認いただき、変更がある場合は「手引き」をご覧くださいのうえ、変更箇所だけではなく、申告するすべての事項を記入してください。

B 受給者

氏名	フリガナ キョウサイ タロウ 共済太郎	1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)	区分 (普通障害) (身体障害者) (精神障害者) (特別障害) (療育) (その他)	等級	交付年月日
電話番号	(025) 285-5413	2 本人所得 (該当なしの場合は記入不要)	年間所得の見積額が900万円を超える場合は、右の□に✓をしてください。 ☒		
生年月日	* 昭 34 年 1 月 1 日 性別 男	3 配偶者の有無	配偶者がいる ☒ → 配偶者を控除対象者として申告する場合は④へ、申告しない場合は右の矢印へ進んでください。 配偶者がいない ☒ → 配偶者がいない場合は、裏面の【寡婦・ひとり親の申告】へ進んでください。 その他、申告する扶養親族がいる場合は⑥へ進んでください。		

C 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 同居、別居、非居住者
氏名 フリガナ キョウサイ ハナコ 共済花子	配偶者の収入が年金のみで、下記1、2のどちらかに該当する方は右の欄に□をしてください。 1. 65歳以上の場合、年金額が168万円以下の方 2. 65歳未満の場合、年金額が118万円以下の方	同居 ☒ 別居 ☐ 非居住者 ☐
続柄 (夫) (妻)	上記以外の方は、「手引き」を参照し、右の欄に年間所得の見積額をご記入ください。 (収入がない方はゼロを記入)	7 配偶者老人区分 老人 ☒
生年月日 * 昭 38 年 1 月 1 日 ※年間所得の見積額が58万円以下かつ70歳以上の場合、 ⑦配偶者老人区分欄の記入も必要です。	令和8年中所得 万円	8 配偶者障害 (該当なしの場合は記入不要)
マイナンバー (個人番号) 収録済	退職所得がある方は、右の欄に○をしたうえで、上記金額から退職所得を除いた金額をご記入ください。 (退職所得がない方は記入不要です。)	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他)
	令和8年中所得 万円	等級 区分 (普通障害) (特別障害)

D 扶養親族等

9 源泉控除対象親族 (16歳以上) または扶養親族 (16歳未満)	続柄	生年月日	10 種別	11 同居等の区分	12 年間所得の見積額 (令和8年中所得)	13 障害 (該当なしの場合は記入不要)
氏名 フリガナ キョウサイ ジロウ 共済二郎	子 孫 父母 祖父母 その他	* 平 米 4 年 1 月 1 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☒ 別居 ☐ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)
氏名	子 孫 父母 祖父母 その他	大 昭 平 令 年 月 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☐ 別居 ☒ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)
氏名	子 孫 父母 祖父母 その他	大 昭 平 令 年 月 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☐ 別居 ☒ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)
氏名	子 孫 父母 祖父母 その他	大 昭 平 令 年 月 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☐ 別居 ☒ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)
氏名	子 孫 父母 祖父母 その他	大 昭 平 令 年 月 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☐ 別居 ☒ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)
氏名	子 孫 父母 祖父母 その他	大 昭 平 令 年 月 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☐ 別居 ☒ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)
氏名	子 孫 父母 祖父母 その他	大 昭 平 令 年 月 日	特定 老人 16歳未満	同居 ☐ 別居 ☒ 国外居住 ☐	58万円以下 58万円超~85万円以下 85万円超 退職所得あり 退職所得を除いた年間所得 万円	手帳の種類 (身体障害者) (精神障害者) (療育) (その他) 等級 区分 (普通障害) (特別障害)

※16歳未満の扶養親族欄は地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」の記載欄を兼ねています。

E 摘要欄

14 摘要

【注意事項】

- 控除対象となる扶養親族等の年間所得の見積額
配偶者：年間所得の見積額（退職所得を含む）が95万円以下
扶養親族：16歳以上で年間所得の見積額（退職所得を含む）が58万円以下
特定（扶養）親族：19歳以上23歳未満で年間所得の見積額（退職所得を含む）が85万円以下
※年間所得の見積額（退職所得を含む）が基準額以下の場合は、所得税・地方税の控除対象となります。年間所得の見積額（退職所得を含む）が基準額を超える場合でも、退職所得を除いた年間所得の見積額が基準額以下の場合は、地方税の控除対象となります。
- 年間所得の見積額
年間所得の見積額は、収入から控除額等を差し引いたものです（控除額等は所得の種類ごとに計算方法が異なります）。複数の収入がある方は種類ごとの所得の見積額を合算する必要があるため、手引きの「年間所得の見積額の計算方法」を参照してください。
- 用紙は切り取らず、ご提出ください。

麹町税務署長殿 支払者 全国市町村職員共済組合連合会
該当市区町村長殿 所在地 東京都千代田区二番町2番地
東京グリーンパレス

法人番号 4010005002573

<裏面>

寡婦・ひとり親の申告（表面③で「配偶者がいない」を選択した方のみ記載ください）

次の設問について、フロー左上「あなたの令和8年における年間所得の見積額～」の設問からスタートし、各設問に「はい」または「いいえ」等の該当する方を○で囲み、矢印を進んでください。
回答の結果、①または③の寡婦・ひとり親（※1）のいずれかに該当した場合は、該当箇所に☑をつけ、必要事項を記入のうえ、表面に戻って記入を続けてください。

スタート

あなたの令和8年における年間所得の見積額（※2）は500万円以下ですか？

はい

いいえ

令和8年における退職所得を除いた年間所得の見積額は500万円以下（※3）ですか？
（退職所得がある場合は、退職所得を除いた年間所得の見積額を右欄に記入してください。）

退職所得を除いた年間所得の見積額 万円

いいえ

表面にもどる

はい

生計を一にする子（※4）がいますか？

はい

いいえ

あなたの性別はどちらですか？

男

女

表面にもどる

配偶者がいない理由は次のどれですか？
死別・生死不明・離婚・婚姻歴なし

死別

生死不明

離婚

婚姻歴なし

表面にもどる

子以外の扶養親族がいますか？

はい

いいえ

表面にもどる

①

ひとり親

②

寡婦

③

寡婦

表面にもどる

※①または③のいずれかに☑がある方は以下の欄も記入してください。

子または扶養親族の氏名	続柄	子または扶養親族の令和8年における年間所得の見積額 （該当する方を○で囲んでください）	子または扶養親族の令和8年における退職所得を除いた年間所得の見積額 （退職所得がある場合のみ、該当する方を○で囲んでください）
		58万円以下 58万円超	58万円以下 58万円超
		58万円以下 58万円超	58万円以下 58万円超
		58万円以下 58万円超	58万円以下 58万円超

表面にもどる

※年間所得の見積額（退職所得を含む）が58万円以下の場合は、寡婦・ひとり親に該当し、所得税・地方税の控除対象となります。
※年間所得の見積額（退職所得を含む）が基準額を超える場合でも、退職所得を除いた年間所得の見積額が58万円以下の場合は、地方税の控除対象となります。

※1 再婚している場合（事実上婚姻関係と同様である場合を含みます。）は、該当しません。

※2 年間所得の見積額

令和8年中の純損失、雑損失、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失及び特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除を適用する前の総所得金額、特別控除前の分離課税の長（短）期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額の合計をいいます。

※3 本人所得の見積額が500万円を超える場合は所得税の控除対象になりませんが、退職所得を除いた見積額が500万円以下となる場合は、地方税の控除対象となります。

※4 生計を一にする子

総所得金額等が58万円以下で、他の人の源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族になっていない子をいいます。